

広報 ゆざわ

わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな舌みなぎるまち
さわやかな誰かが訪けたまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう

湯沢町町民憲章

発行・編集 / 湯沢町役場総務課 〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
☎ 025-784-3451 ホームページアドレス <http://www.town.yuzawa.niigata.jp/>

「炎の根元を狙って着実に消火」
消火器を使った初期消火訓練



「ひとつひとつ手順よく」
土のう積み訓練



5月14日(日)神立小学校周
辺で、湯沢町消防団第二分団
の春季消防演習とあわせて防
災訓練が実施されました。当
日は小雨が降る肌寒い一日で
したが、熱気あふれる訓練が
繰り広げられました。

なか消えませんが、炎の根元を
めがけて噴射するようにして
ください。」と、事前に具体的
なアドバイスがされ、参加し
た神立観光協会の皆さんは手
際よく消火していました。

「ホースを一人で持って放水」
放水訓練



番さながらの真剣さがうかが
えました。

その後は、建物の火災で逃
げ遅れた人を救助する想定
の訓練がされました。訓練は、は
しご車を使用し、神立小学校
の屋上から逃げ遅れた人を救
助するという実践的なもので
した。

今後、防災訓練の機会が
ありましたら、ぜひ積極的に
参加してくださいますようお
願いします。日ごろから防災
への意識を高めて、いざとい
うときの災害に備えるよう
心がけましょう。

主 な 内 容

湯沢町高齢者保健福祉計画および	
第3期介護保険事業計画について	2 ~ 4
平成18年度大雪住宅協調整備事業について	5
地籍調査について	6
マグナの人たちが湯沢に来ます	7
6月1日から違法駐車取締りが変わります	8
(財)湯沢町都市施設公社からのご案内	9
湯沢消防署からのお知らせ	10
健康ほっと情報	11
音声訳の会「たんぽぽ」をご紹介します	12
お知らせ	13 ~ 14
6月の暦	15
6月の救急当番	16

はしご車を使い、取り残された
人を救助する想定訓練



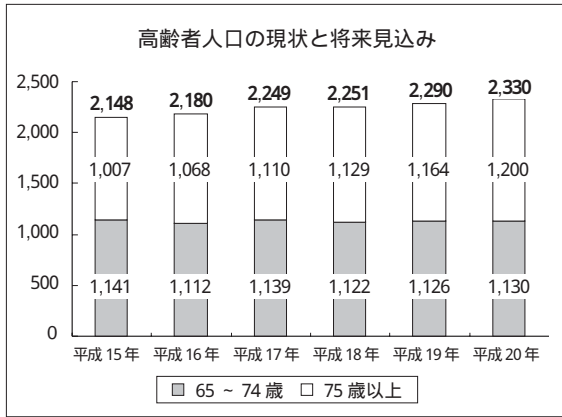
湯沢町高齢者保健福祉計画および 第3期介護保険事業計画について

湯沢町では、今後も高齢者人口の増加が見込まれるとともに、社会経済状況の変化など高齢者を取り巻く環境も大きく変化しています。また、十年後には第一次ベビーブーム世代(団塊の世代)の方たちが全て65歳以上となる節目の年

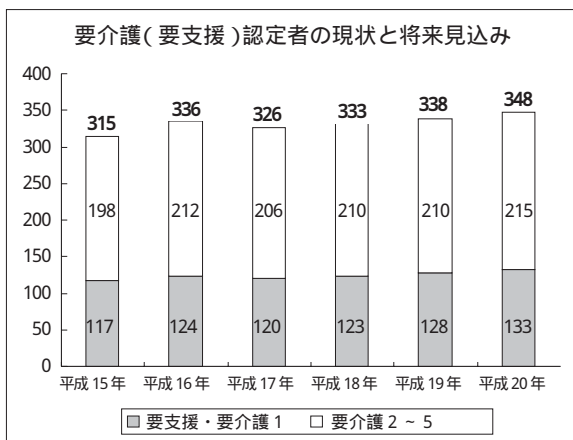
を迎えます。これからの超高齢社会における様々な状況に対応できるよう、湯沢町高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画を策定しましたので、計画の概要をお知らせします。



高齢者人口および要介護(要支援)認定者数の現状と将来見込みです



平成18年以降も75歳以上の方が増加する見込みです。



平成19年以降に介護予防事業の効果が現れ、認定者の増加が抑制されると見込んでいます。

施策の概要

【介護保険事業】

- ・地域包括支援センターの設置
- ・予防給付の創設
- ・介護予防事業の実施
- ・地域支援事業の創設
- ・地域密着型サービスの創設
- ・包括的支援事業の実施
- ・任意事業の実施

【老人保健事業】

【介護保険対象外の事業】

【介護保険サービスの見込みと方策】

- ・介護保険サービス量の見込みと保険料
- ・低所得者等への配慮

基本的理念 (要約)

- ・健康づくり、介護予防重視の町づくり
- ・在宅介護を地域全体で支える町づくり
- ・高齢者の自立を尊重する町づくり

基本の方針

- ・介護サービス基盤の整備
- ・介護予防及び疾病予防の推進
- ・認知症高齢者支援対策の推進
- ・地域生活支援体制(地域ケア体制)の整備
- ・高齢者の積極的な社会参加
- ・高齢者の権利擁護

施策の体系はこのようになっています

施策の概要について ご説明します

地域包括支援センターの 設置・運営

高齢者が住み慣れた地域で生活の継続が可能となるよう、湯沢町をひとつの生活圏域として、湯沢町地域包括支援センターを設置します。

予防給付の創設

要支援状態となった場合でも、可能な限り機能の低下を防ぐことが重要です。このため、要支援1、及び要支援2の認定者に対して、生活機能低下の防止を目的としたサービスの提供をします。

予防重視型システムへの 転換

介護が必要となる前から、介護予防(地域支援事業)の取り組みを進めます。また重度化防止のため、地域包括支援センターを中心に介護予防事業、特定高齢者のスクリーニ

ングや転倒・骨折予防教室等の充実に努めます。

地域支援事業の創設

地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、新たに創設された事業です。現在実施している老人保健事業や、介護予防・地域支え合い事業などを再編し、地域包括支援センターを中心に要支援状態になる前から介護予防を推進します。



地域密着型サービスの 創設

住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域で提供されることが適当なサービス類型として、「地域密着型サービス」を創設します。地域密着型サービスについては、

原則として湯沢町が町内にあるサービス事業者を指定し、湯沢町の被保険者のみが利用できます。なお、様々な理由で他市町村にある事業所の利用を希望する場合は、事業所の所在市町村の同意が必要となります。

包括的支援事業、任意 事業の実施

介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護など地域包括支援センターで事業を実施します。また、任意事業として成年後見人制度利用支援などを行います。

高齢者保健福祉事業の 推進

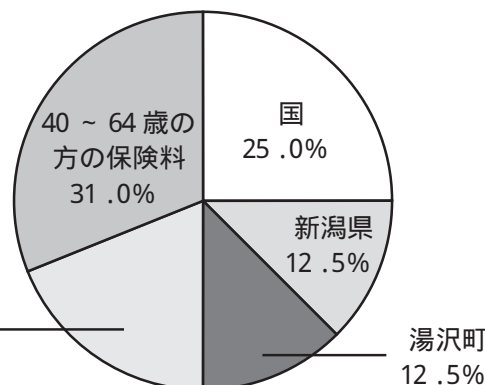
高齢期に健康な生活を送るためにも、壮年期からの健康増進・疾病予防が大切です。高齢者保健サービスは生活機能の低下予防・維持・向上の観点から効果的な事業展開を図っていくとともに、地域支援事業と連携を図って、総合的なサービス提供を行います。

介護保険事業の給付費の見込みです

平成十八年度から平成二十年度までの介護保険事業の給付費は、過去の実績と制度改正、新報酬単価を踏まえ、次のように見込みました。

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
介護保険給付費	5 億 7748 万円	5 億 9812 万円	6 億 969 万円	
内 訳	居宅サービス	2 億 7266 万円	2 億 7823 万円	2 億 8824 万円
	施設サービス	2 億 9754 万円	3 億 1194 万円	3 億 1277 万円
	高額介護サービス費等	728 万円	794 万円	866 万円
地域支援事業費	1153 万円	1374 万円	1826 万円	
合 計	5 億 8901 万円	6 億 1186 万円	6 億 2796 万円	

介護保険事業の 財源構成です



介護サービスを利用する場合、原則として費用の1割が自己負担となり、残りの9割が給付されます。また、地域支援事業費についても保険料と公費で賄うことになっています。

65歳以上の方の介護保険料は、介護保険給付費及び高齢者人口の推計を基にして、次の表のとおり算定されました。また税制改正により段階が変わる方への激変緩和措置は、各段階ごとにその下の表のとおりです。

区分	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	市町村民税世帯非課税で生活保護受給者や老齢福祉年金受給者の方	基準額 × 0.5	24,400円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.5	24,400円
第3段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で第2段階以外の方	基準額 × 0.75	36,600円
第4段階	本人が市町村民税非課税の方	基準額	48,800円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額200万円未満の方	基準額 × 1.25	61,000円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額200万円以上の方	基準額 × 1.5	73,200円

区分	平成18年度		平成19年度	
	保険料率	保険料(年額)	保険料率	保険料(年額)
第1段階から第4段階へ	基準額 × 0.66	32,200円	基準額 × 0.83	40,500円
第2段階から第4段階へ	基準額 × 0.66	32,200円	基準額 × 0.83	40,500円
第3段階から第4段階へ	基準額 × 0.83	40,500円	基準額 × 0.91	44,400円
第1段階から第5段階へ	基準額 × 0.75	36,600円	基準額 × 1.00	48,800円
第2段階から第5段階へ	基準額 × 0.75	36,600円	基準額 × 1.00	48,800円
第3段階から第5段階へ	基準額 × 0.91	44,400円	基準額 × 1.08	52,700円
第4段階から第5段階へ	基準額 × 1.08	52,700円	基準額 × 1.16	56,600円

所得の低い方等への配慮

について、利用者負担を軽減します。

特定入所者サービス費等の創設

税制改正による保険料・利用料への対応

施設等における食費・居住費(滞在費)は、平成17年10月から利用者の自己負担となりました。これを受け、低所得の方に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、限度額を超える額を保険給付します。

高額介護サービス費

税制改正により、これまで65歳以上の方に適用されていた合計所得金額が125万円以下の非課税措置が廃止されるため、市町村税が課税される場合があります。それに伴い、これに該当する方は介護保険料及び利用料の負担も増加することから、平成18年度及び平成19年度については、負担が急激に増えないよう緩和措置がとられます。

第一号被保険者保険料の減免

介護サービスの利用者負担の1ヶ月の世帯合計額が所得に応じた上限額を超えた場合は、その超えた額を高額介護サービス費として支給します。

社会福祉法人等利用者負担軽減制度

保険料所得段階が第1段階から第3段階までの第一号被保険者のうち特に生計が困難な方や災害等により著しい損害を受けた方について、その世帯の状況に応じ介護保険料を減免します。

市町村民税世帯非課税で、一定の要件に該当する生計が困難な方(生活保護受給者や旧措置入所者の一部を除く)に対しては、社会福祉法人等が提供する介護給付サービス

【問い合わせ】

福祉保健課介護保険係
784・4560

平成18年度 克雪住宅協調整備事業

雪下ろしからの開放をめざして

町では、本年度も克雪住宅を建築する場合、予算の範囲内で工事費の一部を補助する制度を実施することになりました。雪下ろしによる負担の軽減及び危険防止から、雪下ろしのいらない住宅の普及を目的とするものです。

融雪式住宅に44万円で、雪に強い住宅を作りましょう。

対象住宅

一般住宅等で融雪式・耐雪式又は落雪式(高床のみ)の住宅の新築又は改良するものが対象となります。具体的には以下のとおりとなります。

融雪式住宅(熱エネルギー等(電気・ガス・灯油等)の利用により屋根融雪するものです)。
散水式は対象外です。

耐雪式住宅(3メートルの積雪荷重に対し、安全であることが構造計算等により確認でき、かつ、雪庇対策を講じたものです)。

落雪式住宅(高床のみ)屋根勾配をおおむね25度以上とし、金属板等滑雪能力のある屋根材を使用、または強制排雪装置を設置することにより落雪するもので、基礎を非木造とし床下高が平均地盤面より、1.5メートル以上の住宅です。ただし、落下する屋根雪の影響距離(南魚沼地域屋根雪に関する指導要綱による。)を確保しているものです。

補助金額

補助金額は次の式により算出します。

融雪式・耐雪式補助金額 =

対象工事費(限度額 250 万円) × 補助率(17.6%) (限度額は 44 万円)

落雪式(高床)補助金額 =

対象工事費(限度額 250 万円) × 補助率(13.2%) (限度額は 33 万円)

【例】 対象工事費が 100 万円の場合の補助金額は・・・

融雪式住宅・耐雪式住宅 17 万 6,000 円 (100 万円 × 17.6%)

落雪式住宅(高床のみ) 13 万 2,000 円 (100 万円 × 13.2%)

対象工事費とは克雪住宅と一般住宅との建築工事費の差額となります。

その他



敷地に堆雪スペースを確保し、屋根雪を自然落下させる方法

融雪式



生活余熱、外気の利用等により一定期間をかけて徐々に融雪する方法



電気、石油、ガス等を用いた熱源により、短期間に融雪する方法

申し込み等の手続き

申込み

建築工事の着手前に補助金申込書を提出してください。
(申込書は建設課にあります。)

申込みの受付期間

11 月末日まで

対象工期

4 月 1 日から翌年の 2 月末日までに施工した住宅とします。ただし、工事は町からの審査結果の通知後に開始してください。

補助金交付申請及び実績報告書

工事が完了したら、工事完了後 30 日以内に補助金交付申請書及び事業実績報告書を建設課へ提出してください。補助金交付申請書及び実績報告書により町で補助金の額を決定します。(補助金交付申請書及び実績報告書は建設課にあります。)

補助金の支払い
完了検査終了後お支払いします。(30 日以内)

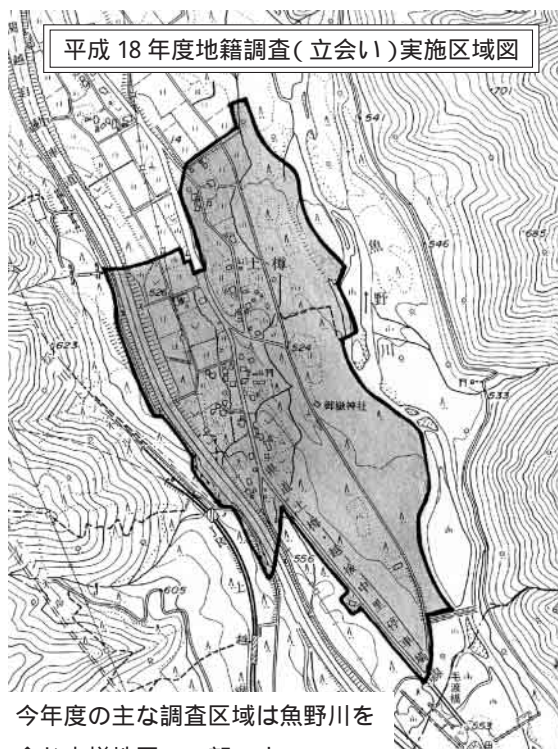
今年度より補助金交付対象者の審査に所得制限を設けました。前年の所得金額が 780 万円未満の方が対象となります。

詳細については建設課都市計画係まで問い合わせください。

地籍調査についてのお願

地籍調査は、土地分類調査、水調査と並び、国土調査法に基づき「国土調査」の一つであり、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するものです。現在、法務局に備え付けられている地図の約半分が、いまだに明治時代の地租改正時に作られた地図(公図)などを基にしたものです。公図は、境界形状などが現実とは違う場合があります。また登記簿に記載さ

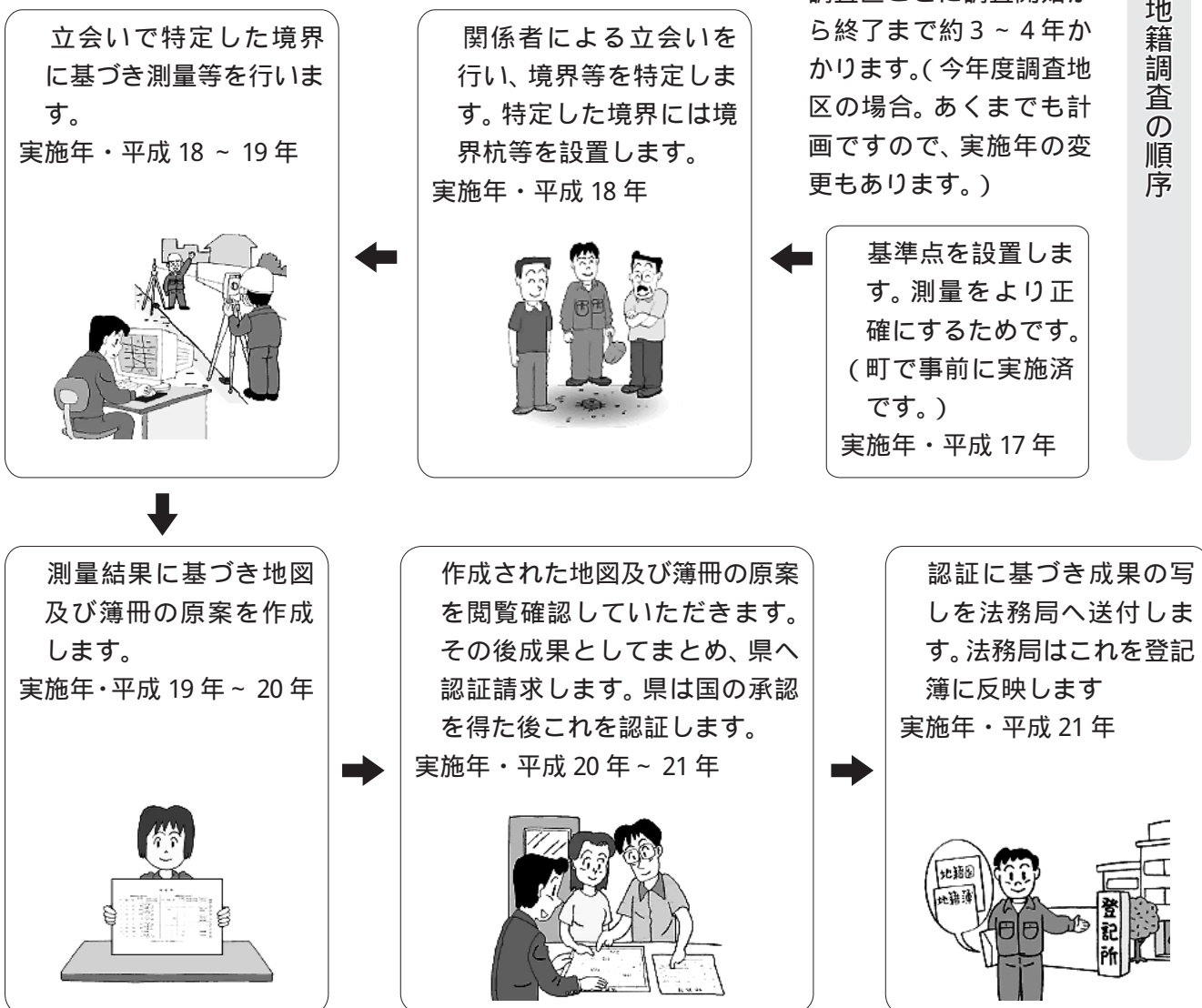
れた土地の面積も、正確ではない場合もあるのが実態です。地籍調査が行われると、これまでの登記簿、地図が現況に合った正確な地籍簿、地籍図に書きかえられ、その後の土地取引の円滑化、土地に係るトラブルの未然防止、災害後の早期復旧など多方面で役立つことが期待されています。地籍調査について、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



今年度の主な調査区域は魚野川を含む土樽地区の一部です

地籍調査に要する期間は、調査区ごとに調査開始から終了まで約3～4年かかります。(今年度調査地区の場合。あくまでも計画ですので、実施年の変更もあります。)

地籍調査の順序



皆さまへのお願い

立会日までに所有者間との境界を仮設定してください。

立会日までにあらかじめ所有者間との境界を双方合意の上で特定し、目印等を設置していただくことにより立会をスムーズに進行させるためです。ただし、資料等と全く異なり勝手に新たな境界を設定することは出来ません。公共用地の境界につきましては事前に町で仮杭を設置しておきます。

立会い通知に基づき立会いに必ず出席してください。

立会いは隣接する方々のうち1人でも欠席しますと、立会いが成立せず、出席していただいた方々にご迷惑がかかります。効率良く立会いが出来るよう日程を調整し、立会い依頼通知をお送りしますが、どうしても都合が悪い場合は必ずご連絡下さい。

閲覧確認を必ず行ってください。

立会いに基づき作成された地図と簿冊の原案を確認していただきます。閲覧期間は20日間となっております。この期間内に間違い等の訂正を申し出ることが出来ます。今年度の閲覧は平成17年に立会いをした地域（松川・土樽地区の一部）で、平成19年2月頃を予定しております。広報等で案内しますが、該当者全員の方に通知します。

よくある質問Q&A

問

地籍調査に係る費用の個人負担はありますか？

答

基本的には測量から登記までに要する費用の個人負担はありません。ただし、立会場、閲覧会場等への交通費は個人の負担となります。

問

お互いの合意が得られない等、筆界が決まらないとど

のような問題がありますか？

答

それぞれの主張がかみ合わずどうしても合意に至らない場合があります。また、立会いを求めても様々な事情で立会いが得られない場合もあります。そのような場合は境界の確認が出来ないことから「筆界未定」として扱われ、地籍図に筆界線（境界線）を表示できなくなります。筆界未定になると、将来土地の売買等のためにその筆を分筆しようとしても登記できないといった問題が発生します。仮に地籍調査終了後、改めてお互いが境界を確認し、合意に達したとしても、その測量や登記に係る経費は個人の負担となっております。

境界紛争など土地に関するトラブルのない社会生活を送るためにも、地籍調査事業に、ご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】

税務課国土調査係

784・2611

新行財政推進室からのお知らせ

784・3551

マグナの人たちが湯沢に来ます！

皆さんで歓迎しましょう

町では国際社会に対応できる人材育成と異文化の理解、そして英語力の向上や町民の交流による地域の活性化を目的に、国際姉妹都市提携を指してアメリカ合衆国ユタ州ソルトレイク郡マグナへ、平成15年調査団を派遣しました。その活動の一環で、昨年も教育交流として湯沢中学校の生徒を短期ホームステイで派遣しました。そこで生徒たちは充実した生活を送り、多くの事を学び、貴重な体験をしました。

今年も湯沢中学校の生徒の派遣をする予定ですが、それに先立って、12人の人たちがマグナから湯沢町にやってきます。

6月8日に湯沢に来ます

期間は6月8日(木)から16日(金)までで、町内の観光



昨年もマグナの人たちが湯沢町を訪れました

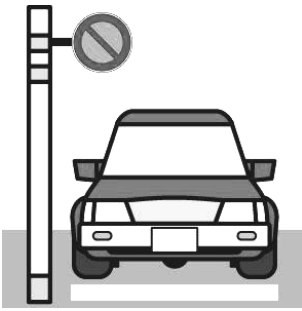
湯沢中学校の生徒との交流、日本語のレッスンなどが主な内容です。宿泊は昨年、マグナで交流してきた生徒の家庭でホームステイをすることになります。湯沢町での思い出がより良いものとなるように、皆さんのあたたかいおもてなしで、歓迎しましょう。

路上の違法駐車には危険がいっぱい！

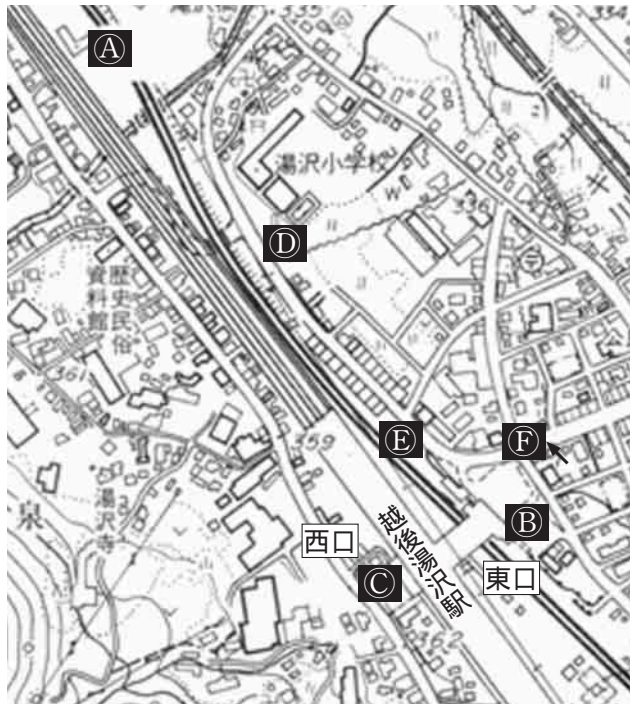
「買い物や食事には、お店の駐車場や町営駐車場をご利用ください」

路上駐車は交通渋滞を引き起こすばかりでなく、歩行者にとっても大変危険です。また、違法駐車が原因で事故が起きた場合は、直接の加害者に加えて違法駐車していた人にも損害賠償責任が生じる可能性があります。

違法駐車がなくなれば、町民や観光のお客様も安心して買い物や散策をすることができるとともに、観光地としてのイメージが良くなります。路上駐車は皆さんに迷惑を掛けていることをよく認識して、観光地湯沢町から路上駐車を一掃しましょう。



町営駐車場のご案内



① 町営滝沢駐車場（新幹線の高架橋下）

4月1日から11月30日までは、5時間まで無料開放しています。長時間駐車が必要な方は、月極め駐車（夏期10,000円、冬期13,000円）がありますので、希望される方はロープウェイ事業所（784・3326）にお申し込みください。

② 湯沢駅東口駅前駐車場 送迎等で、60分以内です。

③ 湯沢駅西口駅前駐車場 送迎等で、60分以内です。

④ 主水公園駐車場 17台、無料です。

⑤ 湯沢駅東口第2駐車場（鮮魚センター様隣） 17台、無料です。

⑥ 湯沢駅東口第3駐車場（駅本ビル様裏） 5台、無料です。

⑦ 湯沢駅東口第2、第3駐車場は、冬期は利用できません（

6月1日から違法駐車の手取りが変わります

車両の所有者などを対象とした放置違反金の制度が導入されます。

放置駐車違反が確認された車両について、運転者が反則金を納付しない場合には、その車両の所有者などに対して放置違反金（反則金と同額）の納付が命ぜられます。さらに、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者には、一定期間、車両の使用制限が命令されます。

民間の駐車監視員が放置駐車違反の確認を行いません。

駐車違反取締りの民間委託が始まり、新潟県内では新潟東署、新潟中央署、長岡署の三署から行われます。南魚沼警察署管内では従来どおり警察官が行います。

悪質、危険、迷惑な違反に重点を置き、短時間の放置駐車も取り締まります。

放置駐車違反の車両については、駐車時間の長短に関わらず、確認標章を取り付けて、安全で円滑な交通の実現を図ります。

放置違反金を納付しないと車検が受けられなくなります。放置違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた者は、滞納処分による強制徴収の対象となります。また、放置違反金が納付されなければ、車検手続きが完了できなくなります。

【問い合わせ】

南魚沼警察署交通指導係

770・0110

内線411

レジャープール「オーロラ」

6月1日より

屋内プールがオープンします

《営業期間》

屋内プール・・・6月1日(木)～8月31日(木) (定休日は毎週火曜日・夏休み期間は無休)

屋外プール・・・7月15日(土)～8月31日(木) (夏休み期間)

《営業時間》

屋内プール・・・午前10時～午後5時 (夏休み期間は午前9時30分より)

屋外プール・・・午前9時30分～午後5時 (天候状況によっては中止する場合があります)

《プール入場券》

区分	期間	4歳～中学生	高校生以上
一回券	6月1日(木)～7月14日(金)	500円	900円
	7月15日(土)～8月31日(木)	800円	1,500円

《プール定期券》

区分	小学3年生～中学生	高校生以上	保護者セット(4歳～小学2年生)
シーズン券	2,500円	5,000円	5,000円

南魚沼市および湯沢町に住所を有する方の料金です。これ以外の市町村に住所を有する方は、上記の金額の倍額になります。

4歳から小学2年生の子供は、保護者同伴とします。保護者1人につき家族内の子供2人までが入場できる「保護者セット券」をご利用ください。



【問い合わせ】

湯沢町レジャープール「オーロラ」 787 - 6600

(財)湯沢町都市施設公社 784 - 1511

花のまち湯沢 「花遊び講座」参加者募集のご案内！

もっと花を楽しんでみませんか？

日時	募集講座	内容など	講師
6月7日(水) 13:00 ～ 17:00	越後丘陵公園 ばらまつり 参加料：1,500円 定員：25人	優雅に彩るプリンセスローズとの出会い。339種1800株の華麗なる香りが楽しめます。高速道路で長岡まで、マイクロバスで出かけます。入園料を含みます。	花遊びスタッフ
6月12日(月) 8:30 ～ 17:00	一本木バラ公園& 小布施の花パーク 参加料：3,000円 定員：25名	「フローラルガーデンおぶせ」と570種1200株が咲き誇るバラ公園に行きます。マイクロバスで行きます。入園料と昼食代を含みます。	花遊びスタッフ

定員になり次第締め切ります。

【集合場所】 湯沢カルチャーセンター

【問い合わせ】 (財)湯沢町都市施設公社(カルチャーセンター内) 784 - 1511

湯沢消防署からの お知らせ

第3回 住宅用火災警報器について

消防法が改正されて、全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました

統計によれば、住宅火災による死者数は、建物火災による死者数の約9割にも及びます。また、住宅火災による死者の約6割が逃げ遅れによるものとなっています。

ということは火災の発生に早く気がつければ、逃げ遅れて火災で亡くなることを、かなり防止できることとなります。実際、住宅用火災警報器の普及率が9割以上のアメリカでは、普及前に比べて住宅火災による死者数が半減しました。火災警報器は、火災の発生を住んでいる人に少しでも早く知らせるものです。火災による死者が出ないように、住宅用火災警報器を設置しましょう。

設置時期はいつまで？

《新築住宅》

平成18年6月1日から

《新築住宅以外》

(平成18年6月1日現在、既存の住宅や工事中の住宅)
平成23年5月31日まで

住宅用火災警報器とは？

一戸建ての住宅等に設置して、火災時の煙や熱を感知し、警報音や音声で火災を知らせる機器です。(自動火災報知設備、スプリンクラーがある場合は、設置の必要はありません。)

【問い合わせ】

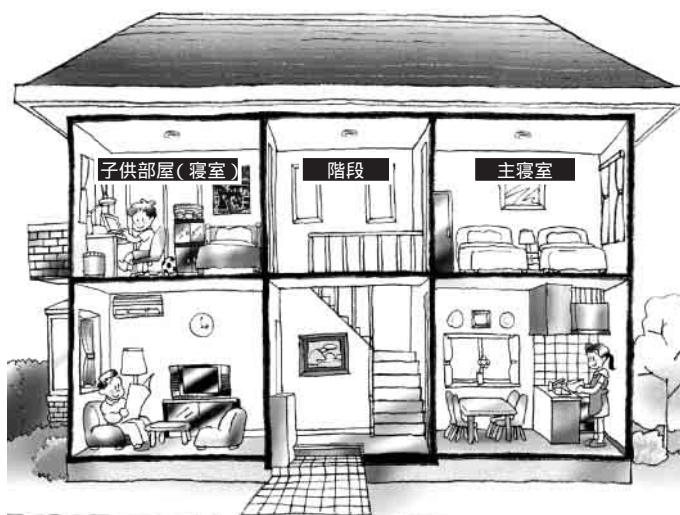
住宅用火災警報器相談室
(フリーダイヤル)

0120・565・911

南魚沼市消防本部予防課

782・5330

住宅用火災警報器の主な設置場所



建物の階数によって設置場所は異なります。正確に作動するよう取り付け位置が定められています。設置するべき場所には、煙感知式警報機を設置します。

- ・就寝に使用する部屋に設置します。(普段就寝している部屋のことで、来客が就寝するような部屋は除きます。)
- ・就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井、又は壁面に設置します。(ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)は除きます。)

住宅用火災警報器の種類

大きく分けて、煙に感知するものと熱に感知するものの二種類があります。またそれぞれ、天井設置式と壁設置式、家庭用電源(100V)式と乾電池式の二つの方式があります。

壁用▶



天井用



悪質な訪問販売にご注意ください



住宅用火災警報器の設置義務化を契機として、不適正な価格で販売したり、無理強いして販売する業者が出てくるのが予想されます。

- ・公的な機関(町や消防署)の職員が訪問・販売することはありません。
- ・火災警報器は、クーリングオフの対象です。
- ・国の技術基準に適合しない火災警報器を購入しないようにしましょう。(日本消防検定協会のNSマークのついた製品をおすすめします。)



健康ほっと情報 第23号

保健センター 784 - 3149
 地域包括支援センター 784 - 3000

今回のテーマは
 「歯みがきの効果的な
 ブラッシング」です

むし歯・歯周病の犯人は、歯垢です。歯垢を取り除き、元気な歯にするためには、正しいブラッシングを身につけることが大切です。「みがいている」と「みがけている」では大きく違います。今回は効果的なブラッシングについてお伝えします。

6月4日(日)から
 6月10日(土)までは
 歯の衛生週間です

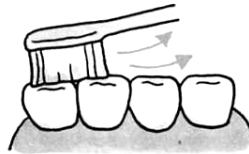
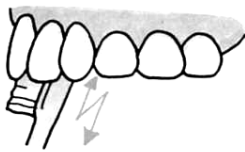
スクラッピング法を使って

歯みがきの基本を
 マスターしましょう

- 1 歯ブラシが歯と歯肉の境目にくるように直角にあてる。みがく力は200～300グラムくらい。
- 2 歯ブラシ小刻みに横に動かす。1か所につき30回ほど振動させ10回ごとに歯ブラシをあて直す。歯1本～1本半くらいずつずらしていく。
- 3 奥歯の内側(舌のある側)をみがくときは歯ブラシを90度にあてるのはむずかしいので、45度くらいの角度であてる。



- 4 前歯の裏側は歯ブラシをたてて縦に小刻みに振動させる。下の前歯の裏側も同様に。
- 5 かみ合わせの面は、やや強めにかき出すように。



POINT

- ・歯ブラシは強くおしつけない。(毛先がねないように)
- ・歯みがき粉を使う場合はごく少量にする。

歯と歯の間



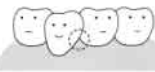
歯と歯肉の境目



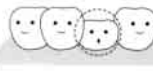
奥歯のかみ合わせ



歯が凸凹しているところ



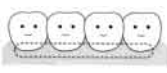
背の低い歯



義歯や差し歯、
 つめものの周り



歯の根元



奥歯の奥



次のところは注意して
 みがきましょう

子供については、
 学童期になっても
 保護者の歯みがき
 チェックが不可欠です

乳歯の奥に6歳ごろに初めて永久歯(第一大臼歯)6歳臼歯ともいう)が生えてきますが、生えた直後は気がつきにくいので注意が必要です。また第一大臼歯は、かむ力が最も強く、歯並びやかみ合わせの基本となりますが、むし歯に最もなりやすい歯です。

この時期は乳歯と永久歯が混在して歯並びが不ぞろいになりがちなので、歯ブラシの届きにくい歯が多くなります。そのため小学校中学年までは、保護者が仕上げみがきしましょう。

歯垢を赤く染める検査液を使って、磨きにくい場所を知っておくとよいでしょう。また、歯垢のチェックと歯みがきが同時に行える歯みがき剤もありますので、関心のある方は歯科医院にご相談ください。

「声の公報です」「音声訳の会」「たんぼぼ」をご紹介します

声の公報を届けています

「音声訳」という言葉は、あまり聞きなれない言葉かもしれませんが、「音声訳」は芸能、芸術分野のいわゆる「朗読」とは、多少違います。音声訳は読み手の個性を出しすぎないで、また過剰な感情移入を控えて、視覚障害者に印刷物の内容をより正確に伝えるように、「音声訳」することを心がけるものです。

湯沢町音声訳の会「たんぼぼ」は、町から公的に発行されている「広報ゆざわ」、公民館報「ゆぎく」に、「議会だより」



や「社協湯沢」、「ボランティアゆざわ」をテーマに音声訳して、視覚障害者の方々に配布することを主な活動としているボランティアの会です。

情報提供で健常者と格差が出ないように

「たんぼぼ」は、「社協湯沢」に掲載された朗読奉仕を募る呼びかけに応じた方々が、同志を誘ってスタートした会でした。「読むことで何か少しでも役に立つことがあれば」という同じ気持ちで集まったということです。

近年はいろいろなメディアを通じて、さまざまな情報を手に入れることができる時代となりました。日本全国レベルのほとんどのニュース、出来事は、テレビの音声やラジオを聴けば、手に入れることができます。しかしいちばん身近な湯沢町の出来事や情報は、なかなかテレビやラジオには出てきません。

視覚障害者の方の「いちばん

身近な町のことがわからない」という声を受けて、健常者との情報での格差が出ないように、「たんぼぼ」は昭和60年から20年以上も活動しています。

まだ人数が足りません

設立当初の音声の録音はラジカセの内臓マイクからで、マスターテープからのテープコピーも、ラジカセの倍速録音機能を使った一本ずつの手作業でした。それが今では、録音の性能も上がり、テープコピーも高速化されてその時間は非常に短縮されました。

しかし肝心の音声訳をする方が不足しているとのことで、幅広く参加をお願いしたいのですが、特に男性の方のお手伝いを待っています。

この会の趣旨に賛同され、音声訳ボランティアへの参加をご希望される方は、湯沢町社会福祉協議会（784・4111）を通じて、会に連絡してください。

太極拳講座 参加者募集の ご案内

- 【日程】 6月12日～12月11日
毎週月曜日 全23回
- 【時間】 午後7時30分～午後9時
- 【対象】 中学生以上
男女問わず体力に合わせて参加できます
- 【講師】 医療法人社団 萌気会 本間 明美氏
(日本武術太極拳連盟2段)
- 【受講料】 9,500円(傷害保険料を含みます)
- 【服装】 動きやすい服装
- 【持ち物】 室内シューズ、汗拭きタオル
- 【会場】 小ホールまたはアリーナ
- 【定員】 25名程度

申し込み締切は6月9日(金)です。

カルチャーセンター窓口へ受講料を添えて申し込みください。(受付時間は午前8時30分～午後5時です。土日も受付しています。)

【問い合わせ】(財)湯沢町都市施設公社(湯沢カルチャーセンター内) 784 1511

新緑ウォーキング 参加者募集のご案内

大源太川に沿って、新緑の景色とさわやかな空気を体いっぱい味わう「新緑ウォーキング」を開催します。

当日は、「湯沢トレッキングフォトコンテスト」の事業も兼ねています。春の湯沢の風景を撮影しませんか。ぜひ、カメラを持ってご参加ください。

【日時】

平成18年6月10日(土)午前8時30分～午後12時30分(雨天決行)

【行程】

8時30分 湯沢町公民館(マイクロバス)出発

9時00分 大源太キャニオンキャンプ場駐車場 出発

(滝ノ又会館 岩原橋 湯沢中央公園)

12時30分 湯沢町公民館 到着

【参加資格】

大源太キャニオンから湯沢町公民館まで歩ける方。

ただし、小学生が参加する場合は、必ず保護者が同伴すること。

【参加費】

1人、1,000円(トン汁・保険・コマクサの湯入浴代込)当日徴収

【定員】

50人(定員になり次第、締め切ります。)

【申し込み受付】

平成18年6月8日(木)まで

【問い合わせ】

NPO法人 ゆ (湯沢町商工会内)

784・2522

現地集合、または当日送迎マイクロバスを

ご利用ください。

昼食・飲み物・雨具等は各自持参ください。

昼食時にトン汁を用意します。

食器・箸は各自持参ください。



南魚沼地域の郷土料理集が完成しました

南魚沼地域に伝承された郷土食を、もう一度見つめなおし、「住民の健康づくり」と「観光産業への振興」をコンセプトに、一年がかりで完成させた61品目の郷土料理集です。

郷土の言い伝えなどを加えて、地域特産のマイタケ、そば、かぐら南蛮などを利用した料理16品目も含まれています。

掲載されている主な料理

春：木の芽ご飯、つきがえし、にしん味噌

夏：棒だら煮、ぼぼっこ煮、ゆづここの鯨汁

秋：芋ぼたもち、菜飯、味噌こた煮

冬：ぜんまい煮もん、野沢菜の切りざえ

レシピ集の申し込みは

レシピ集は一冊1,200円(予定価格・送料別)で販売します。ご希望の方は、新潟県食生活改善推進委員協議会南魚沼支部長(関厚子さん)宅までご連絡ください。

FAX 777・3224

締め切り：6月15日(木)

777・3224

【問い合わせ】

南魚沼地域振興局健康福祉環境部

企画調整課 772・8136

772・8136



募金にご協力いただき
ありがとうございました

4月29日に開催されました「花まつりゆざわ」の中で、花鉢のプレゼントが行われました。この花苗は旭原福祉工場の従業員の皆さんが育てたものです。

今回は、旭原福祉工場を支援する一環として、花鉢をプレゼントする場所に募金箱を用意しました。その結果、おかげさまで2万6726円の募金が集まりました。ありがとうございました。

これからも、よい花をたくさん作って町の中が花いっぱいになるよう、応援していきたいと思えます。

「花まつりゆざわ」実行委員会



6月のけんこつ体操教室

会場	日	時間
三 俣 地 区 館	8日(木)	13:30 ~ 15:00
神立中央集会場(田中)	9日(金) 23日(金)	10:00 ~ 11:30
神立中央会館(栄町)	13日(火) 27日(火)	9:30 ~ 11:00
農山村総合開発センター	6日(火) 13日(火) 20日(火) 27日(火)	10:00 ~ 11:30
下 湯 沢 公 民 館	14日(水) 28日(水)	10:00 ~ 11:30
総合福祉センター	2日(金) 9日(金) 16日(金) 23日(金) 30日(金)	10:00 ~ 11:30

タオル、お茶などの飲み物を持ってきてください。
農山村総合開発センターは内履きが必要です
【参加費】 200円(申し込みは不要)
【問い合わせ】 地域包括支援センター 784 - 3000



＊該当と思われる方には、後日歯科健診を受けていただきます。

【応募資格】
湯沢町保健センター
784・3149
6月15日(木)まで
【応募締め切り】

日本では今もなお、エイズ感染者が増え続けています。HIVは自分の知らないうちに感染することが多いことから、保健所では気軽に検査が受けられるように専用電話を用意し、相談あるいは検査の予約などを受け付けています。

「いきいき人生よい歯のコンクール」応募について

新潟県では、80歳になって

【問い合わせ】
南魚沼保健所
770・0121
(専用電話)

エイズ検査のご案内
他人ごとだと思っていま
るか？エイズ検査はあなた
にも必要です。

(無料、匿名で受けることができます。)
また、国では6月1日～7日、HIV検査普及週間としてHIV検査の普及に努めます。

も20本の歯があるようにと歯科保健啓発普及事業のひとつとして、「いきいき人生よい歯のコンクール」を実施します。次の募集要件に該当する方は、ご連絡ください。

【応募資格】

・昭和11年4月1日以前に生れた方(満70歳以上)
70～79歳については、自分の歯が24本以上ある方
80歳以上については、自分の歯が20本以上ある方

6月の心配ごと相談日	7日(水)	14日(水)	21日(水)
相談員	井熊 秀夫	高橋 武成	橋本 秋治
	南雲ミヨシ	高橋トミエ	金丸 一江
			高橋 武成
			南雲ミヨシ

【会場】

総合福祉センター
時間は午後1時～4時です。時間中は、電話(784・4113)での相談もできます。

湯沢町融雪災害警戒本部を解散しました

融雪期をむかえ、雪解けによる土砂災害の発生や河川の増水等による災害の発生が懸念されたことから、「湯沢町融雪災害警戒本部」を設置しておりましたが、融雪災害発生の危険が低くなったことから、平成18年5月19日午前9時をもって解散しました。

【問い合わせ】
総務課消防防災係 784 - 3451

湯沢町の交通事故発生状況

	本年	昨年	増減
発生件数	15件	21件	- 6件
死亡者数	0人	0人	± 0人
負傷者数	28人	33人	- 5人

(1月1日～4月30日)

6月の行政相談
10日(土)
午後1時～3時
相談委員 南雲 恒忠
【会場】
湯沢町公民館3階



6月の暦



ごみ収集

問い合わせ 住民課環境生活係☎784 - 3453

区 分	出 し 方	湯 沢 東	湯 沢 西	土 樽・神 立	三 国・三 俣
可 燃 ご み	指定袋に入れる。	☾・☽・☼		☼・☽・☾(29日は休み)	
ダ ン ボ ー ル	紐を十字にかける。	15日	20日	16日	21日
紙 類 ・ 布 類		8日	13日	9日	14日
ペ ッ ト ボ ト ル	指定袋に入れる。 袋を二重にしないこと。	1日	6日	2日	7日
空 き 缶		6日	1日	7日	2日
空 き ビ ン		13日	8日	14日	9日
その他の不燃ごみ		20日	15日	21日	16日

ごみの減量化・資源化にご協力ください。(毎月29日はごみ減量の日で収集はお休みです)

保健衛生行事

問い合わせ 保健センター(総合福祉センター内☎784 - 3149)

日	種 目	対 象	時 間	会 場
2☼	子 宮 が ん 検 診	申込者(定員8名)	9:30 ~ 9:45	健 康 増 進 施 設
4☽	乳 が ん 検 診	申込者	13:30 ~ 15:00	総 合 福 祉 セ ン タ ー
6☼	6 か 月 児 健 診	H 17 .10月 ~ 11月生まれ	13:00 集合	総 合 福 祉 セ ン タ ー
	1 歳 児 健 診	H 17 .4月 ~ 5月生まれ		
8☽	ふ れ あ い サ ロ ン	精神に障害をお持ちの方	10:00 ~ 15:00	や す ら ぎ 荘
	合 同 検 診	駅通・上中	8:00 ~ 10:00	総 合 福 祉 セ ン タ ー
9☼	成 人 歯 科 健 診		8:00 ~ 10:00	総 合 福 祉 セ ン タ ー
	合 同 検 診	小坂・滝ノ又・谷後・旭原	8:00 ~ 10:00	滝 ノ 又 会 館
12☽	合 同 検 診	西中・西山・布場・滝沢・湯元・下熊野	8:00 ~ 10:00	ロ ー プ ウ ェ ー 体 育 館
	マ タ ニ テ ィ ー サ ロ ン	H18.5月末までの妊娠届け出者	13:30 ~ 15:00	総 合 福 祉 セ ン タ ー
13☼	ふ れ あ い サ ロ ン	精神に障害をお持ちの方	10:00 ~ 15:00	や す ら ぎ 荘
	母 子 手 帳 発 行	妊娠証明を受けた方	16:00 ~ 17:00	総 合 福 祉 セ ン タ ー
16☼	3 歳 児 健 診	H 15 .6月 ~ 8月生まれ	13:00 集合	総 合 福 祉 セ ン タ ー
20☽	ふ れ あ い サ ロ ン	精神に障害をお持ちの方	10:00 ~ 15:00	や す ら ぎ 荘
	マ タ ニ テ ィ ー サ ロ ン	H18.5月末までの妊娠届け出者	19:00 ~ 21:00	総 合 福 祉 セ ン タ ー
21☽	子 宮 が ん 検 診	申込者(定員8名)	9:30 ~ 9:45	健 康 増 進 施 設
27☼	ふ れ あ い サ ロ ン	精神に障害をお持ちの方	10:00 ~ 15:00	や す ら ぎ 荘
	母 子 手 帳 発 行	妊娠証明を受けた方	16:00 ~ 17:00	総 合 福 祉 セ ン タ ー
30☼	子 宮 が ん 検 診	申込者(定員8名)	9:30 ~ 9:45	健 康 増 進 施 設

予防接種

問い合わせ 保健センター(総合福祉センター内☎784 - 3149)

日	種 類	対 象	会 場 ・ 時 間
6☼	B C G	生後6か月に達するまでに1回	保健医療センター内 健康増進施設 14:00 ~ 15:00
13☼	三 種 混 合	1期:生後3~12か月の間に3~8週間の間隔で3回接種 1期追加:3回目接種後、おおむね12~18か月おいて1回接種	
20☼	麻しん・風しん	1期:生後12か月(1歳)~24か月(2歳)未満	

持参するもの:母子手帳、予診票、受診券、体温計、筆記用具

必ず実施時間内においでください。接種料金は無料です。

詳しくは、平成18年度乳幼児予防接種カレンダーをご覧ください。

6月の救急診療当番

問い合わせ 日曜・祝日_休日救急診療所 773 - 6688
 その他の日_南魚沼市消防本部 782 - 1991
 (テレホンガイド)
 脳神経外科の休日救急医療_斎藤記念病院 773 - 5111

日	受付時間	内科	外科
3 (土)	12:00 ~ 18:00	風間内科医院 TEL 782 - 6688	六日町病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 TEL 772 - 7111	六日町病院
4 (日)	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 TEL 773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 TEL 777 - 2111	ゆきぐに大和総合病院
10 (土)	12:00 ~ 18:00	保健医療センター TEL 780 - 6543	ゆきぐに大和総合病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 TEL 777 - 2111	ゆきぐに大和総合病院
11 (日)	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 TEL 773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 TEL 772 - 7111	六日町病院
17 (土)	12:00 ~ 18:00	中澤医院 TEL 773 - 3211	ゆきぐに大和総合病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 TEL 777 - 2111	ゆきぐに大和総合病院
18 (日)	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 TEL 773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 TEL 772 - 7111	六日町病院
24 (土)	12:00 ~ 18:00	城内病院 TEL 775 - 2009	六日町病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 TEL 772 - 7111	六日町病院
25 (日)	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 TEL 773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 TEL 777 - 2111	ゆきぐに大和総合病院

保健医療センターでは24時間、救急患者を診療する体制をとって、当番にあたっていない日でも対応しています。もし救急で受診されたい時は、まず保健医療センター(780 - 6543)までご連絡ください。ホームページ(<http://yuzawamed.jp/>)で保健医療センターの利用等についてご覧いただけます。

まちのうごき

4月届出分	5月1日現在 (前年比)
出生 7	男 4,313 (-24)
死亡 8	女 4,375 (-66)
転入 63	計 8,688 (-90)
転出 64	世帯 3,203 (-16)

結婚おめでとうございます

4月26日 坂本 謙剛 さん
 (成田) 奈美 さん
 5月8日 樋口 雅彦 さん
 (廣田) 由香里 さん

お誕生おめでとうございます

4月28日 山田 歩美 さん
 5月2日 林 吹雪 さん
 5月4日 南雲 陽充 さん
 5月5日 服部 木乃果 さん
 5月5日 樋口 恭太 さん
 5月5日 原澤 育人 さん
 5月9日 林 歩美 さん
 5月10日 角谷 咲菜未 さん

ご逝去お悔やみ申し上げます

4月27日 剣持 覚 さん
 5月3日 高橋 マス さん
 5月15日 南雲 利章 さん

類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
 広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出て下さい。